

前橋市教育委員会告示第 7 号

前橋市教育委員会 4 月定例会を次のとおり招集します。

令和 5 年 4 月 1 0 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

- 1 日 時 令和 5 年 4 月 1 7 日（月） 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 市役所 1 1 階北会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第 1 9 号 教育財産（建物及び土地）の用途廃止について
 - (2) 報告第 2 号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について
 - (3) 報告第 3 号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について
 - (4) 報告第 4 号 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について

令和5年4月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について | (総 務 課) |
| (2) 令和5年度教育委員会事務の点検及び評価について | (総 務 課) |
| (3) 令和5年度学校施設等整備について | (教育施設課) |
| (4) 令和4年度末教職員の人事異動の概要について | (学務管理課) |

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
19	教育財産（建物及び土地）の用途廃止について	教育施設課
報告2	職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について	総 務 課
報告3	個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について	総 務 課
報告4	前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について	学 務 管 理 課

3 その他

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 行事について | (総 務 課) |
| (2) 「前橋の教育への遺贈寄附・相続寄附に関する協定」の締結について | (総 務 課) |
| (3) 令和5年度学校施設の工事概要について | (教育施設課) |
| (4) 令和4年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について | (前橋高等学校) |
| (5) 令和4年度第4回前橋市社会教育委員会議の開催結果について | (生涯学習課) |

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 4 月定例会
令和 5 年 4 月 1 7 日（月）
午後 2 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について
- (2) 令和 5 年度教育委員会事務の点検及び評価について
- (3) 令和 5 年度学校施設等整備について
- (4) 令和 4 年度末教職員の人事異動の概要について

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 1 9 号 教育財産（建物及び土地）の用途廃止について
- (2) 報告第 2 号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について
- (3) 報告第 3 号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について
- (4) 報告第 4 号 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 「前橋の教育への遺贈寄附・相続寄附に関する協定」の締結について
- (3) 令和 5 年度学校施設の工事概要について
- (4) 令和 4 年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について
- (5) 令和 4 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

令和 5 年 4 月 1 日付け職員の人事異動（副参事級以下）について、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 5 2 年前橋市教育委員会規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告する。

令和 5 年 4 月 1 7 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

1 異動 9 8 人

(1) 副参事級	4 人
(2) 課長補佐級	8 人
(3) 係長級	4 6 人
(4) 主査、主任、主事級	1 7 人
(5) 業務吏員	2 3 人

2 新規採用 1 7 人

(1) 行政職	5 人
(2) 業務吏員	0 人
(3) 割愛採用	1 2 人

3 合計 1 1 5 人

※ 名簿は、添付省略

令和5年度教育委員会事務の点検及び評価について

前橋市教育委員会

1 点検・評価の趣旨

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条）とされていることから、前橋市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の点検及び評価を行う。

2 具体的な取組の考え方

点検・評価の対象は、前年度の教育委員会の活動及び前年度の教育行政方針に基づき実施をした主な施策や事業とする。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること（法第26条第2項）とされていることから、点検・評価の客観性を確保するため、点検・評価の結果に対して学識経験者から意見を聴取する。

3 本市における令和5年度の点検・評価の取組

(1) 点検・評価の対象

令和4年度の教育委員会の活動及び「令和4年度教育行政方針」に位置付けられた事業を基本に点検・評価を行う。

(2) 点検・評価の方法

「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置し、各課が作成した点検・評価シート並びに評価根拠資料等により、客観的な観点から点検・評価を行う。

(3) 学識経験者について

点検及び評価を行うに当たり、学校教育分野1名、社会教育分野2名の計3名の学識経験者から意見を聴取する。

(4) 令和5年度のスケジュール（案）

時期	項目
4月	点検・評価シートの作成・提出【各課⇒総務課】
5月中旬	各課ヒアリング【各課⇄総務課】
6月下旬	第1回点検及び評価委員会 <分野ごとに学識経験者とオンライン会議> 委員（学識経験者）が各課から意見聴取
7月下旬	第2回点検及び評価委員会 <学識経験者と対面で実施> 点検・評価報告書の最終確認（事務局案確定）
8月中旬	点検・評価報告書を教育委員会8月定例会において議決（決定）
8月下旬	議会へ提出（提出後、ホームページに掲載・周知）

令和5年度学校施設等整備について

(小学校)

事業概要	学校名	工 期（予定）																	備 考
		令和4年度			令和5年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
校舎長寿命化改修工事	桃木小 二之宮小																		予定工期 令和5年6月～同年11月
トイレ大規模改造工事	中川小 若宮小 永明小 二之宮小 桃木小 時沢小 原小																		予定工期 令和5年7月～同年11月
校舎外壁落下防止工事	桂萱東小 桃川小 勝山小 新田小																		予定工期 令和5年7月～同年11月
校舎等照明改修工事	中川小 若宮小 永明小 二之宮小 桃木小 時沢小 原小																		予定工期 令和5年7月～同年11月
空調設備更新・新設工事	桂萱東小 東小 清里小 二之宮小 勝山小 山王小 新田小 元総社北小 滝窪小 宮城小 石井小 白川小																		予定工期 令和5年7月～同年11月
校舎エレベーター設置工事	永明小																		予定工期 令和5年9月～令和5年3月
トイレ大規模改造実施設計	東小 桃川小 駒形小 広瀬小 月田小																		予定工期 令和5年8月～令和6年2月
校舎外壁落下防止実施設計	敷島小 二之宮小 桃木小																		予定工期 令和5年9月～令和6年2月

(中学校)

事業概要	学校名	工 期（予定）															備 考	
		令和4年度			令和5年度													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
トイレ大規模改造工事	第七中 鎌倉中 箱田中																	予定工期 令和5年7月～同年11月
校舎外壁落下防止工事	木瀬中																	予定工期 令和5年7月～同年11月
校舎等照明改修工事	第七中																	予定工期 令和5年6月～同年10月
トイレ大規模改造実施設計	芳賀中 東中 荒砥中																	予定工期 令和5年8月～令和6年2月
体育館空調新設実施設計	第一中 みずき中 第五中 桂萱中 元総社中 東中 木瀬中 荒砥中 明桜中 箱田中																	予定工期 令和5年7月～同年11月
校舎エレベーター設置実施設計	木瀬中																	予定工期 令和5年9月～令和6年3月

(特別支援学校・市立前橋高校)

事業概要	学校名	工 期（予定）												備 考			
		令和4年度		令和5年度													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3
屋上防水改修工事	特別支援学校																予定工期 令和5年10月～令和6年2月
事業概要	学校名	工 期（予定）												備 考			
		令和4年度		令和5年度													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3
エレベーター更新工事	市立前橋高校																予定工期 令和5年8月～令和6年3月

令和4年度末教職員の人事異動の概要について

1 県費負担教職員の異動総件数 534件（524件）

【学務管理課】

※以下（ ）内は令和3年度末の件数

2 退職

(1) 退職状況（義務教育学校関係のみ。形式退職は除く）

	校 長	教 頭	教 諭	養 護	栄 養	事 務	合 計
定 年	7(15)	2(1)	37(34)	2(5)	1(0)	1(1)	50(56)
勸 奨	0(1)	1(1)	10(4)	1(1)	0(0)	2(0)	14(7)
一 般	0(0)	0(0)	7(8)	0(0)	0(0)	0(1)	7(9)
合 計	7(16)	3(2)	54 (46)	3(6)	1(0)	3(2)	71(72)

(2) 近年の年度ごとの退職者数

	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平30	令元	令 2	令 3	令 4
人数	6 6	7 0	5 8	7 1	7 4	6 9	7 1	8 6	7 8	7 1	9 8	5 9	7 2	7 1

3 管理職人事

(1) 校長

①校長の異動の状況

※校長平均年齢

	小学校	中学校	特支学校	合 計
新 任	6 (1 1)	2 (5)	0 (0)	8 (1 6)
転 任	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
転 補	8 (1 0)	2 (2)	0 (0)	1 0 (1 2)
再 任	0 (0)	1 (3)	0 (0)	1 (3)
合 計	1 7 (2 3)	5 (1 0)	0 (0)	2 2 (3 3)

小学校 57.3

(56.8)

中学校 57.3

(56.7)

全 体 57.3

(56.7)

※転任…他市町村から前橋市への異動

※転補…前橋市内の異動

②新任校長の年齢構成と平均年齢

年齢	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平 均	合 計
校 長	4 末	1	1	2	2	2						55.6	8 人
	3 末	1	3	4	3	3	1		1			55.3	1 6 人
	2 末		4	3		1	2	1				55.3	1 1 人
	元 末		1	5	7	3	2					55.0	1 8 人

(2) 教頭

①教頭の異動の状況

※教頭平均年齢

	小学校	中学校	特支学校	合 計
新 任	10 (8)	4 (7)	0 (0)	14 (15)
転 任	2 (1)	2 (2)	0 (0)	4 (3)
転 補	9 (10)	5 (5)	0 (1)	14 (16)
合 計	21 (19)	11 (14)	0 (1)	32 (34)

小学校 53.9

(54.1)

中学校 53.0

(52.3)

全 体 53.6

(52.7)

②新任教頭の年齢構成と平均年齢

年齢	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	平 均	合 計
教 頭	4 末			1	2	3	2	3	1	2			50.9	14人
	3 末		1	2	2	1	3	1	2	2		1	50.9	15人
	2 末		1	1	5	2		2	1	1			51.9	13人
	元 末	2	2	3	1	2	2	2	1		1	1	52.0	17人

(3) 女性管理職の人数と割合

	29 末	30 末	元 末	2 末	3 末	4 末
校 長	12<17.6%>	11<16.2%>	12<17.6%>	11<16.4%>	9<13.4%>	10<14.9%>
教 頭	13<18.1%>	16<23.2%>	15<21.7%>	17<25.0%>	20<29.4%>	19<27.9%>

4 教諭等の人事

(1) 教諭異動の状況

	小学校	中学校	特支学校	合計
退 職 等	77	52	0	129 (115)
転 任	28	31	4	63 (65)
転 補	61	24	3	88 (108)
採 用	3	4	0	7 (4)
新 採 用	31	17	0	48 (39)
再 任 用	45	34	1	80 (61)
合 計	245	162	8	415 (392)

※退職等には形式退職者・再任用者も含める。

※採用…県立等からの採用、再任用…再任用短時間を含める。

(2) 小学校と中学校の交流

	中学校から小学校へ	小学校から中学校へ	合計
校 長	0	0	0
教 頭	0	2	2
教 諭	1 1	2 2	3 3
三 職	3	5	8
合 計	1 4	2 9	4 3

※三職…養護教諭、栄養職員、事務職員

(3) 異動希望表明

	小学校	中学校	特支学校	合計
申請者	9	5	0	1 4
成立者	2	2	0	4

※学校経営構想実現のために、教員(教諭、養護教諭)が自ら希望する学校を表明する制度

(4) 三職(養護教諭、栄養職員、事務職員)の人事

	養護	事務	栄養職員・教諭	合計
退 職 等	7 (7)	5 (5)	1 (0)	1 3 (1 2)
転 任	3 (2)	8 (9)	1 (0)	1 2 (1 1)
転 補	5 (5)	4 (2)	3 (1)	1 2 (8)
採 用	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
新 採 用	3 (2)	2 (1)	0 (0)	5 (3)
再 任 用	1 (3)	2 (2)	0 (0)	3 (5)
合 計	2 1 (2 0)	2 1 (1 9)	5 (1)	4 7 (4 0)

※退職等には形式退職者・再任用者も含める。

(5) 新規採用教職員

	小学校	中学校	特支学校	合計
教 諭	3 1 (2 5)	1 7 (1 4)	0 (0)	4 8 (3 9)
養護教諭	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
栄養職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務職員	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
合 計	3 6 (2 8)	1 7 (1 4)	0 (0)	5 3 (4 2)

5 市立前橋高校

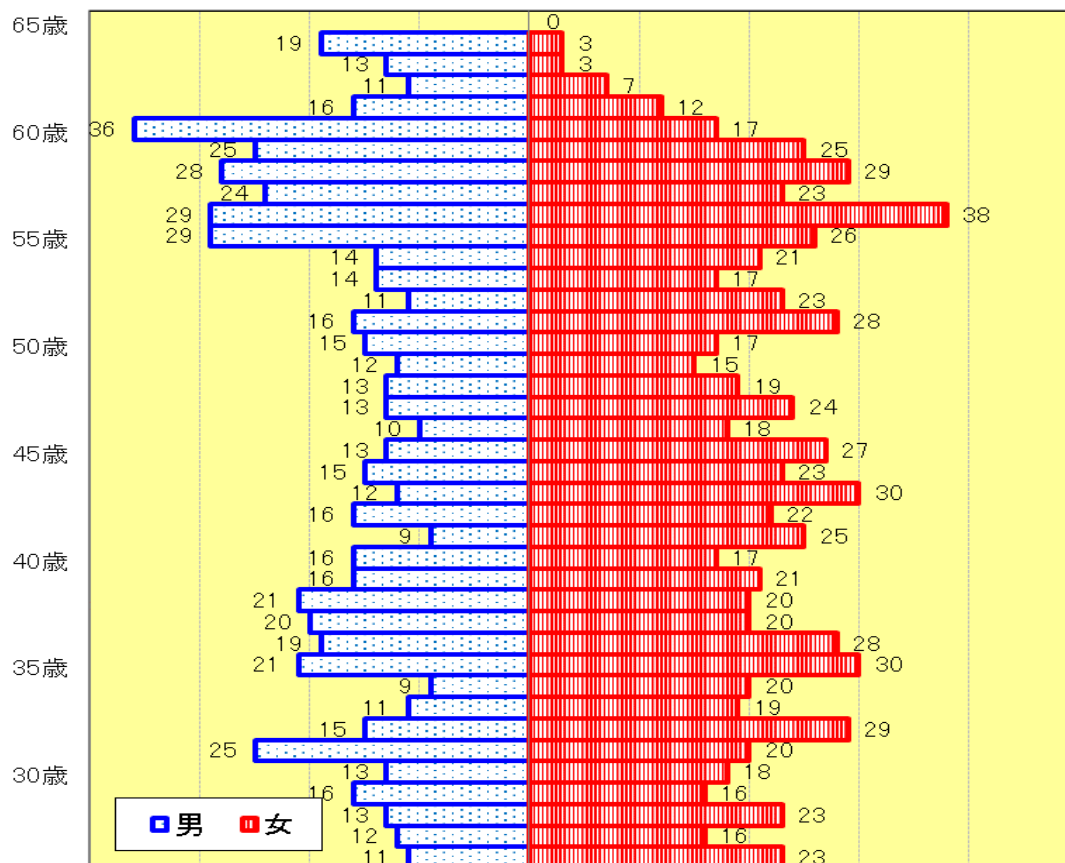
	退職 (実質退職)	転出 (形式退職)	転入 (形式採用)	昇任	新採用
校長	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
教頭	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)
教諭	2 (0)	6 (3)	7 (3)	1 (0)	1 (0)
養護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	2 (0)	7 (4)	8 (4)	1 (1)	1 (0)

6 市立幼稚園

	退職 (実質退職)	転出 (形式退職)	嘱託任期满了	転補	昇任	転入 (形式採用)	嘱託任用
園長	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
教頭	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
教諭	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	2 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)

※退職（実質退職）には再任用者も含む。

7 本市学校・幼稚園（市立前橋は除く）の教職員の年齢分布（管理職や再任用者を含む本務者）



報告第 2 号

職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

令和 5 年 4 月 1 日付け職員の人事異動（課長級以上）については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 5 2 年前橋市教育委員会規則第 1 1 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 1 7 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

所 属	区 分	職	氏 名	転 出 入 先		備 考
				所 属	職	
事 務 局	転入者	教育次長	片貝 伸生	(教) 総務課	参 事	昇 任
	転出者	教育次長	藤井 一幸	—	—	定年退職
事 務 局	転入者	指導担当次長	金井 幸光	総合教育プラザ	館 長	昇 任
	転出者	指導担当次長	都所 幸直	第一中学校	校 長	割愛退職
総 務 課	転入者	課 長	高橋 雅人	(教) 総務課	副参事	昇 任
	転出者	参 事	片貝 伸生	事 務 局	教育次長	異動昇任
文化財保護課	転入者	課 長	神宮 聡	文化財保護課	副参事	昇 任
	転出者	課 長	上野 克巳	収 納 課	課 長	
学 務 管 理 課	転入者	課 長	相原 吉次	学 校 教 育 課	課 長	組織改組
	転出者	—	—	—	—	組織改組
学 校 教 育 課	転入者	課 長	田村 裕之	永 明 小 学 校	校 長	割愛採用
	転出者	課 長	相原 吉次	学 務 管 理 課	課 長	
前橋高等学校	転入者	事務長	藤井 義嗣	農業委員会事務局	事務局長	
	転出者	事務長	伊井 直文	富 士 見 支 所	支 所 長	
生 涯 学 習 課	転入者	課 長	佐藤由美子	生 活 課	副参事	昇 任
	転出者	課 長	関口 知子	共生社会推進課	課 長	
教 育 支 援 課	転入者	課 長	内山 崇	青 少 年 課	課 長	組織改組
	転出者	館 長	金井 幸光	事 務 局	指導担当次長	異動昇任

報告第 3 号

個人情報保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定 に係る臨時代理について

個人情報保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 52 年前橋市教育委員会規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 17 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則を次のとおり公布します。

令和5年3月27日

前橋市教育委員会代理

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第6号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年前橋市条例第43号。以下「条例」という。）第18条の規定により、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第2条 条例第3条の個人情報保護管理者は、前橋市教育委員会事務決裁規程（平成6年前橋市教育委員会訓令甲第1号）に規定する課長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者を補佐するため、個人情報保護取扱主任を置き、個人情報保護管理者が所属職員の中から指名するものとする。

(目的外利用又は目的外提供の届出)

第3条 法第69条第2項本文の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、市長に届け出るものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（同項第1号から第8号まで及び第10号並びに法第75条第2項第2号及び第3号に掲げるもの並びに同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、速やかに、条例個人情報ファイル簿を作成するものとする。

- 2 条例個人情報ファイル簿は、教育委員会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、速やかに、当該条例個人情報ファイル簿を修正するものとする。
- 4 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、速やかに、当該個人情報ファイルについての記載を消除するものとする。
- 5 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、速やかに、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書とする。

- 2 条例第5条の規定により保有個人情報開示請求書に追加する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (2) 開示請求をする者の連絡先

- (3) 法第87条第1項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法

- (4) 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報開示決定通知書等)

第6条 法第82条第1項本文の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保有個人情報の開示の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書

- (2) 保有個人情報の一部を開示する決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書

- 2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書とする。

(開示決定等の期限の延長)

第7条 条例第6条第2項後段の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書とする。

- 2 条例第7条後段の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書とする。

(開示請求に係る事案移送通知書)

第8条 法第85条第1項前段の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書により行うものとする。

2 法第85条第1項後段の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書とする。

(第三者保護に関する手続)

第9条 教育委員会は、法第86条第1項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項適用）により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項本文の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書とする。

3 法第86条第2項本文の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項適用）とする。

4 法第86条第3項後段の書面は、保有個人情報開示決定に係る通知書とする。

(保有個人情報の開示の実施の方法等)

第10条 法第87条第1項本文の規定により教育委員会が定める方法は、次のとおりとする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声が記録された電磁的記録 視聴又は写しの交付

(2) 前号の電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録について、現に有する機器により、ディスプレイに出力したものの視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ若しくは光ディスクその他これらに類するものに複写したものの交付が可能であるときは、当該電磁的記録について視聴又は複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

3 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書とする。

(保有個人情報の閲覧の制限等)

第11条 教育委員会は、保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報を閲覧又は視聴する者が、当該保有個人情報が記録された行政情報を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあるときは、閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

2 保有個人情報の写しの交付部数は、1部とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第12条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書とする。

2 条例第10条の規定により保有個人情報訂正請求書に追加する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名

称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 訂正請求をする者の連絡先

(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第13条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書とする。

(訂正決定等の期限の延長)

第14条 法第94条第2項後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書とする。

2 法第95条後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書とする。

(訂正請求に係る事案移送通知書)

第15条 法第96条第1項前段の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書により行うものとする。

2 法第96条第1項後段の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書とする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書とする。

2 条例第13条の規定により保有個人情報利用停止請求書に追加する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 利用停止請求をする者の連絡先

(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第18条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書とする。

(利用停止決定等の期限の延長)

第19条 法第102条第2項後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書とする。

2 法第103条後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書とする。

(保有個人情報保護審査諮問書等)

第20条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、保有個人情報保護審査諮問書により行うものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(書類の様式)

第21条 この規則に定める保有個人情報開示請求書等の様式については、前橋市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年前橋市規則第8号）第23条の規定により市長が定める様式の例による。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものの例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の廃止)

2 前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則（平成10年前橋市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則（次項において「旧規則」という。）の規定によりなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に旧規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について（報告第3号）

総務課

1 制定の理由

前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則を新たに制定するもの。

2 主な内容

(1) 趣旨

前橋市教育委員会が管理する個人情報について、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項を定める。

(2) 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイルを保有するに至ったときは、速やかに、条例個人情報ファイル簿を作成し、公表する。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 附則で廃止した規則

前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則

報告第 4 号

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 52 年前橋市教育委員会規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 17 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則を次のとおり公布します。

令和 5 年 3 月 3 1 日

前橋市教育委員会代理
教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 7 号

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和 4 年前橋市条例第 4 5 号。以下「条例」という。)の施行に関し、前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 3 の 1 の項の教育委員会規則で定める情報)

第 2 条 条例別表第 3 の 1 の項の教育委員会規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(令和 5 年前橋市規則第 3 7 号)第 3 2 条第 1 号に定める事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る学校保健安全法(昭和 3 3 年法律第 5 6 号)第 2 4 条の援助の実施に関する情報

イ 要保護者等に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する情報

(2) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第 3 2 条第 2 号に定める事務 前号に掲げる情報

(3) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第 3 2 条第 3 号に掲げる事務 第 1 号に掲げる情報

(4) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第 3 2 条第 4 号に定める事務 第 1 号に掲げる情報

(5) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第 3 2 条第 5 号に定める事務 第 1 号に掲げる情報

- (6) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第32条第6号に定める事務 第1号に掲げる情報

第3条 条例別表第3の2の項の教育委員会規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和5年前橋市規則第37号）第33条第1号に定める事務 次に掲げる情報

ア 外国人要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

イ 外国人要保護者等に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する情報

- (2) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第33条第2号に定める事務 前号に掲げる情報

- (3) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第33条第3号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

- (4) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第33条第4号に定める事務 第1号に掲げる情報

- (5) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第33条第5号に定める事務 第1号に掲げる情報

- (6) 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第33条第6号に定める事務 第1号に掲げる情報

（条例別表第3の3の項の市規則で定める情報）

第4条 条例別表第3の3の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、学校教育法第19条の規定に基づく就学援助費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について（報告第４号）

学務管理課

1 制定の理由

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴い、前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則を新たに制定するもの。

2 主な内容

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）別表第３各項の教育委員会規則で定める情報及び事務を次に掲げるものとする。

(1) 条例別表第３の１及び２の項に係る情報

ア 要保護者等又は外国人要保護等に係る学校保健安全法第２４条の援助の実施に関する情報

イ 要保護者等又は外国人要保護等に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する情報

(2) 条例別表第３の３の項に係る事務

学校教育法第１９条の規定に基づく就学援助費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

3 施行期日

令和５年４月１日

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	月	子どもの読書週間関連イベント 春の読書スタンプラリー(5/31まで 5/24は休館日)	10:00～18:00	こども図書館	図書館
2	火				
3	水	憲法記念日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会(わたげの会)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
4	木	みどりの日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会(萌えぎの会)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
5	金	こどもの日			
		こどもの日フェスティバル 紙芝居と歌(ヨロコンデぶっち)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
		体験!こども図書館員	①10:00～12:00 ②14:00～16:00		
		こどもの日を楽しもう(こいのぼりコンサートほか)	9:00～16:30	児童文化センター	教育支援課
6	土	えいごのおはなし会～Let's Enjoy English!～ (前橋女子高校英語ディベート部)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
7	日				
8	月				
9	火				
10	水	市P連広報研修会	10:00～11:30	第3コミセン	学務管理課
11	木				
12	金				
13	土	大室古墳の語り部定例案内		大室公園	文化財保護課
14	日				
15	月	教育委員会5月定例会	14:00～15:00	前橋市役所11階北会議室	総務課
16	火				
17	水	青少年育成推進員委嘱式・新任研修会	19:00～21:00	総合福祉会館ホール	生涯学習課
18	木	青少年健全育成会連絡協議会総会	15:00～16:00	総合福祉会館第1・2会議室	生涯学習課
19	金				
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				
24	水				
25	木				
26	金	市P連定期総会		書面開催	学務管理課
27	土				
28	日				
29	月				
30	火				
31	水				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒レベルに基づく段階に応じて、中止する場合があります。

教育委員会6月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	木				
2	金	遊び場指導員感謝状贈呈式・全体研修会	10:00～12:00	中央公民館ホール	学務管理課
3	土				
4	日				
5	月				
6	火				
7	水				
8	木	市P連青色防犯パトロール実施者講習会	18:30～19:30	総合福祉会館	学務管理課
9	金				
10	土				
11	日	市立前橋高等学校吹奏楽部定期演奏会	未定	ベイシア文化ホール	前橋高等学校
12	月	教育委員会6月定例会	14:00～15:00	総合教育プラザ2階22会議室	総務課
13	火	第2回定例市議会(～29日まで)		前橋市議会庁舎議場	
14	水				
15	木				
16	金				
17	土				
18	日	えいごDEストーリータイム(ブチエコル)	11:00～11:30	こども図書館	図書館
19	月				
20	火	総括質問		前橋市議会庁舎議場	
21	水	総括質問		前橋市議会庁舎議場	
22	木	総括質問		前橋市議会庁舎議場	
23	金				
24	土				
25	日				
26	月				
27	火	少年の主張前橋大会	13:00～17:00	中央公民館ホール	生涯学習課
		市P連第1回会長会議	18:30～19:30	総合福祉会館	学務管理課
28	水				
29	木				
30	金	第1回児童文化センター運営委員会	15:00～17:00	児童文化センター	教育支援課

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒レベルに基づく段階に応じて、中止する場合があります。

「前橋の教育への遺贈寄附・相続寄附に関する協定」の締結について

総務課

1 趣旨

本市の教育への遺贈寄附・相続寄附を希望する人に対し、各金融機関が保有するノウハウを活かし寄附希望者の意思が円滑に実現されることを目的として、株式会社群馬銀行・株式会社東和銀行と前橋の教育への遺贈寄附・相続寄附に関する協定を締結しました。

遺贈寄附・相続寄附された寄附金は、教育振興基金に積み立て全ての前橋市民が安心して多様な教育を受けられる体制作りに活かします。

2 協定締結金融機関

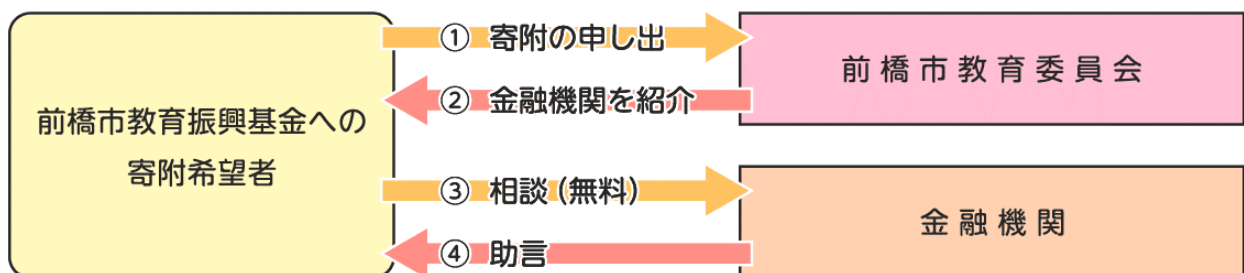
(株) 群馬銀行・(株) 東和銀行

3 協定締結日

令和5年3月28日(火)

4 概要

(1) 遺産(現金)を寄附するまでの流れ



(2) 募集する寄附の種類

遺贈寄附	遺言によるご寄附	相続寄附	相続財産からのご寄附
寄附者 遺言者(ご本人) 生前に作成した遺言書にご本人の意思を残しておき、ご遺産を特定の人や団体に贈ったり、寄附することを「遺贈寄附」といいます。 遺言書の遺贈先に「前橋市教育委員会」をご指定いただくことで、お亡くなりになった後、ご遺産の一部または全てを本市の教育活動に有効活用させていただきます。		寄附者 相続人 財産を相続した方(相続人)が相続財産を寄附することを「相続寄附」といいます。 「前橋市教育委員会」にご寄附いただいた「相続財産」は、本市の教育活動に有効活用させていただきます。	

(3) 周知用チラシ

別紙のとおり

令和 5 年度学校施設の工事概要について

資料 1 桃木小学校南校舎長寿命化改修ほか工事の概要について

資料 2 二之宮小学校南校舎長寿命化改修ほか工事の概要について

教育施設課

桃木小学校南校舎長寿命化改修ほか工事の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシ交換などの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造 3 階建 南校舎（普通教室棟）北校舎（管理・特別教室棟）の一部

改修部分床面積 2, 8 7 7 m²

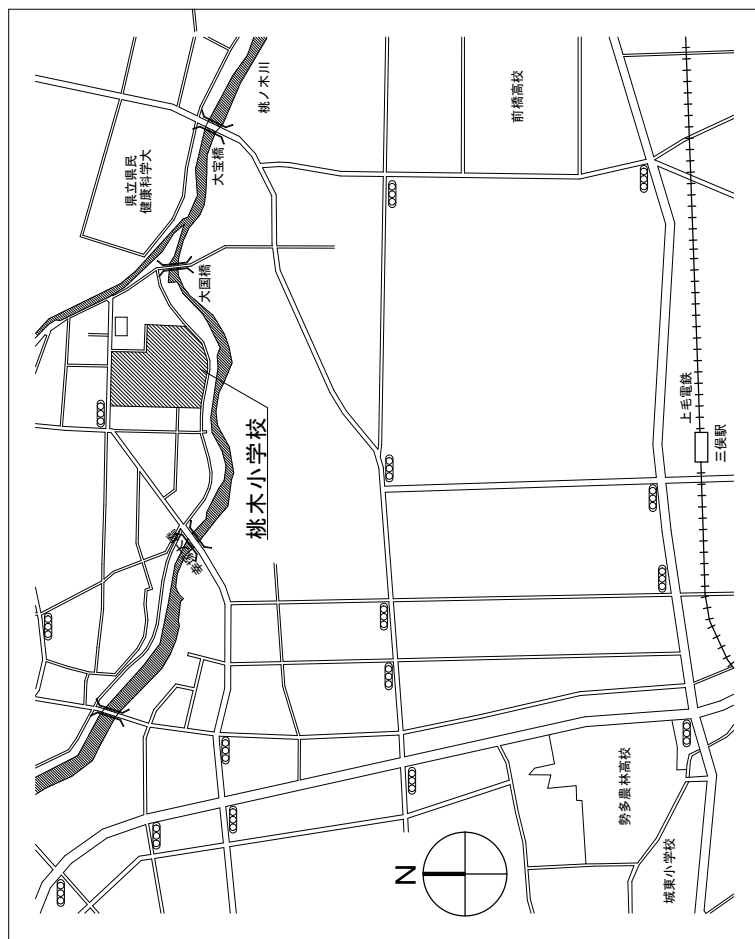
内外装改修、設備機器、サッシ交換工事など

- ・ 1 階所要室：普通教室（5）、昇降口、廊下
- ・ 2 階所要室：普通教室（5）、廊下
- ・ 3 階所要室：普通教室（5）、廊下

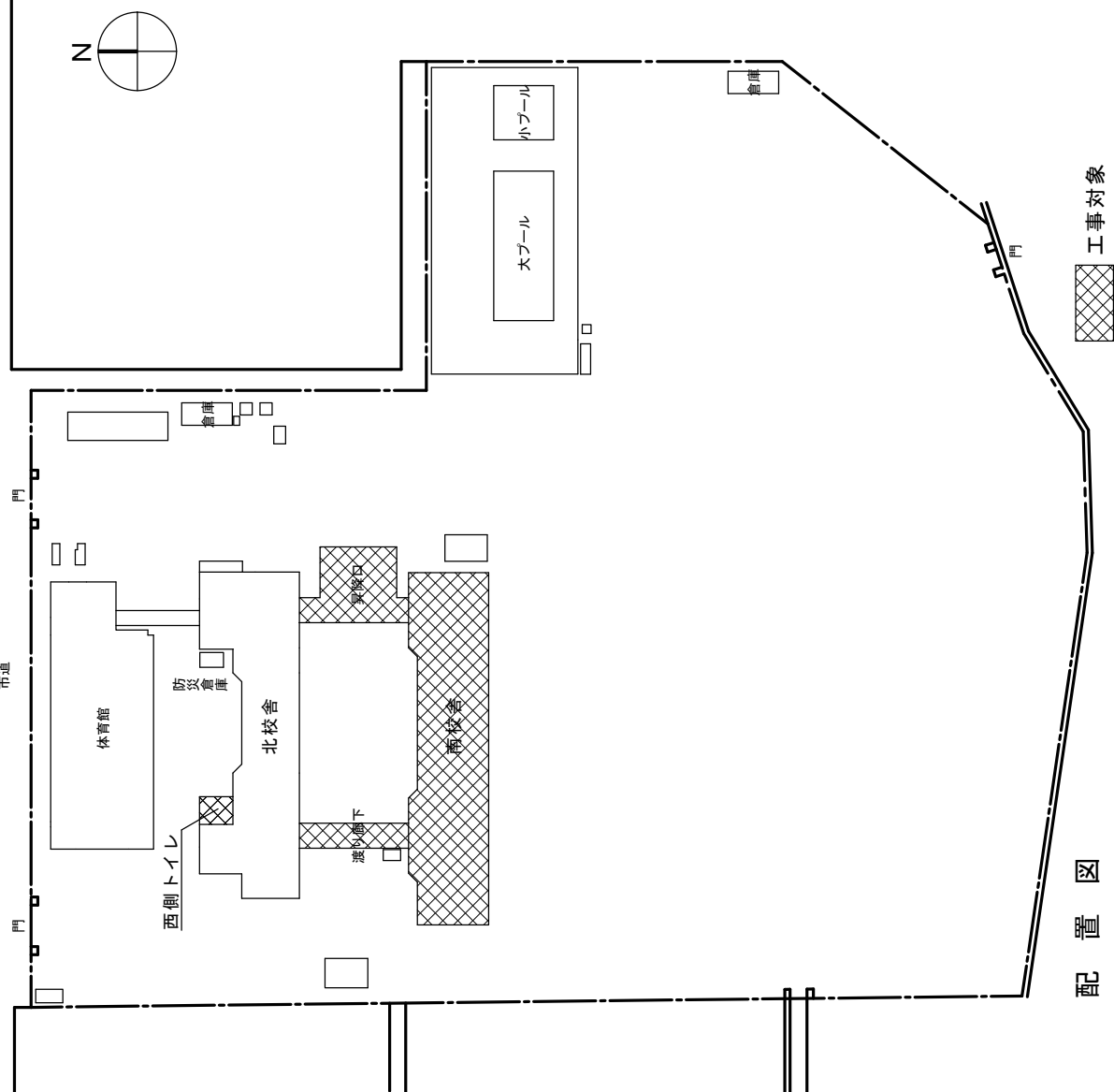
3 事業経緯

令和 4 年度 南校舎長寿命化改修及び北校舎トイレ改修実施設計

令和 5 年度 R4 国補正予算採択による改修工事



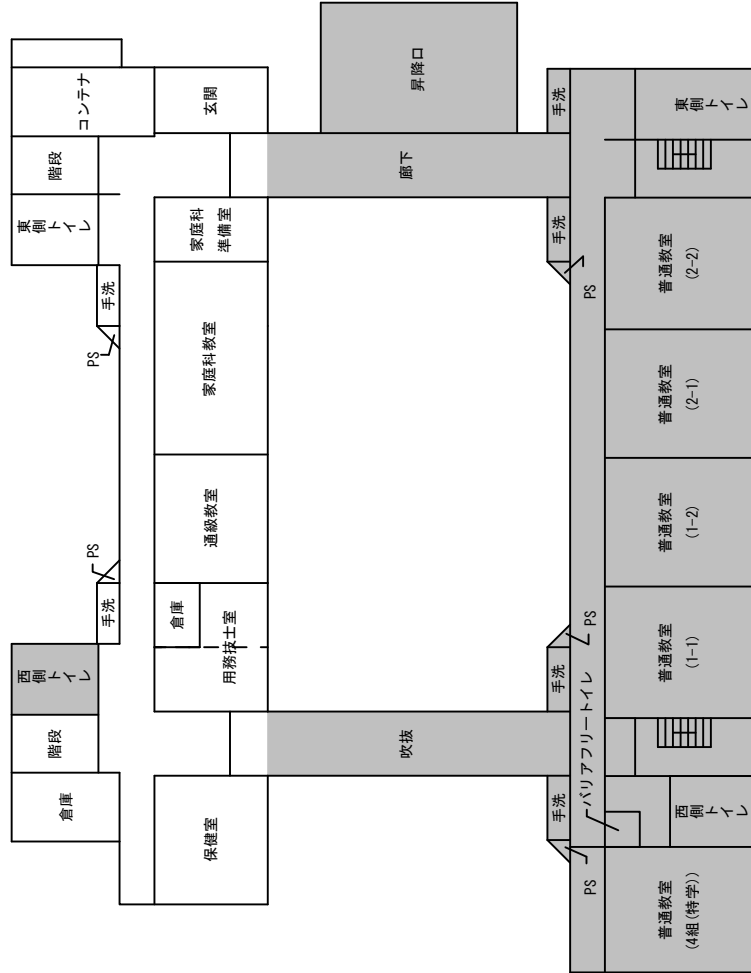
案内図



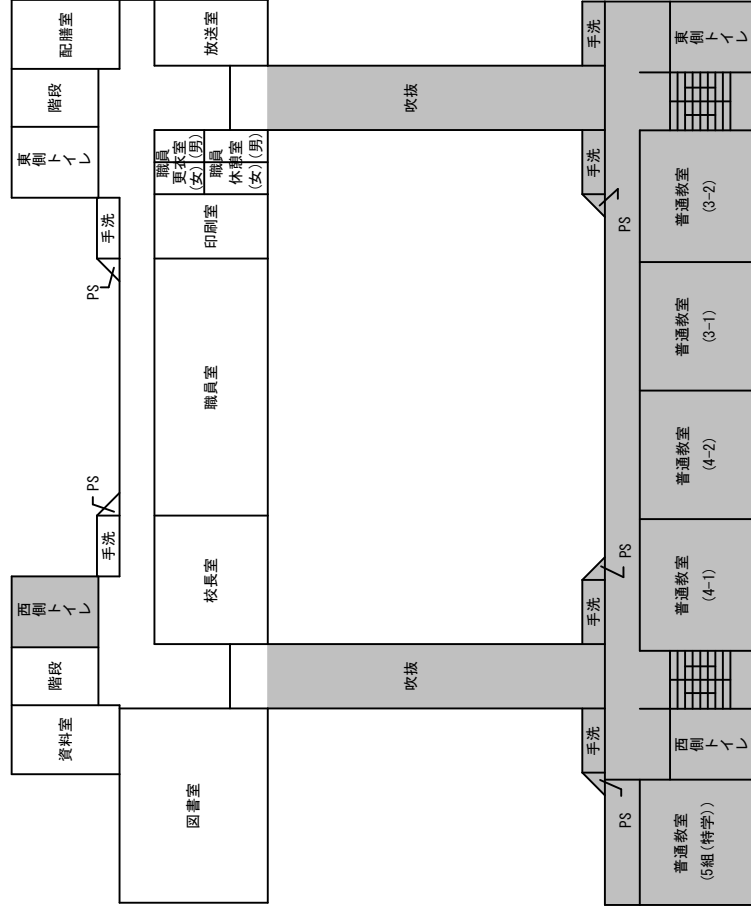
配置図

工事対象

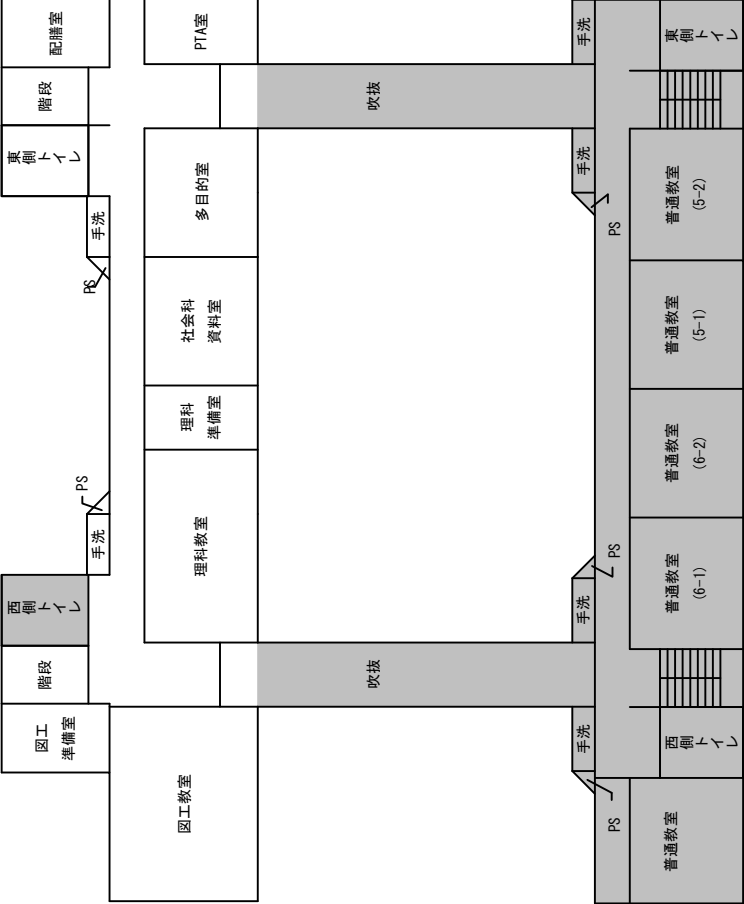
桃木小学校南校舎長寿命化改修ほか工事



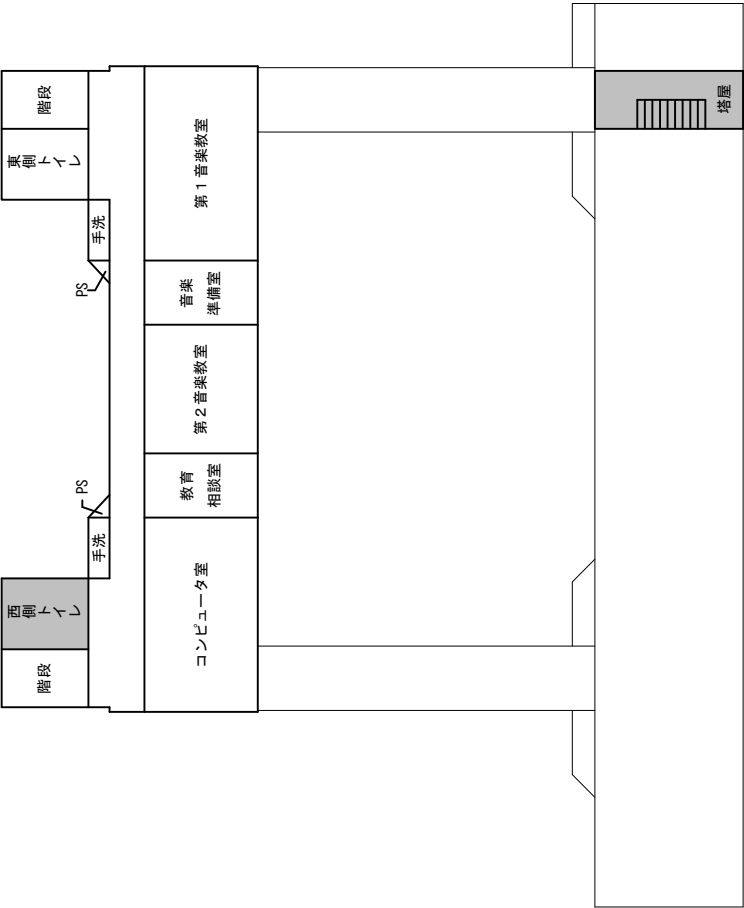
1 階平面図



2 階平面図



3 階平面図



4 階平面図

工事対象

桃木小学校南校舎長寿命化改修ほか工事

教育施設課

二之宮小学校北校舎長寿命化改修ほか工事の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシ交換などの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

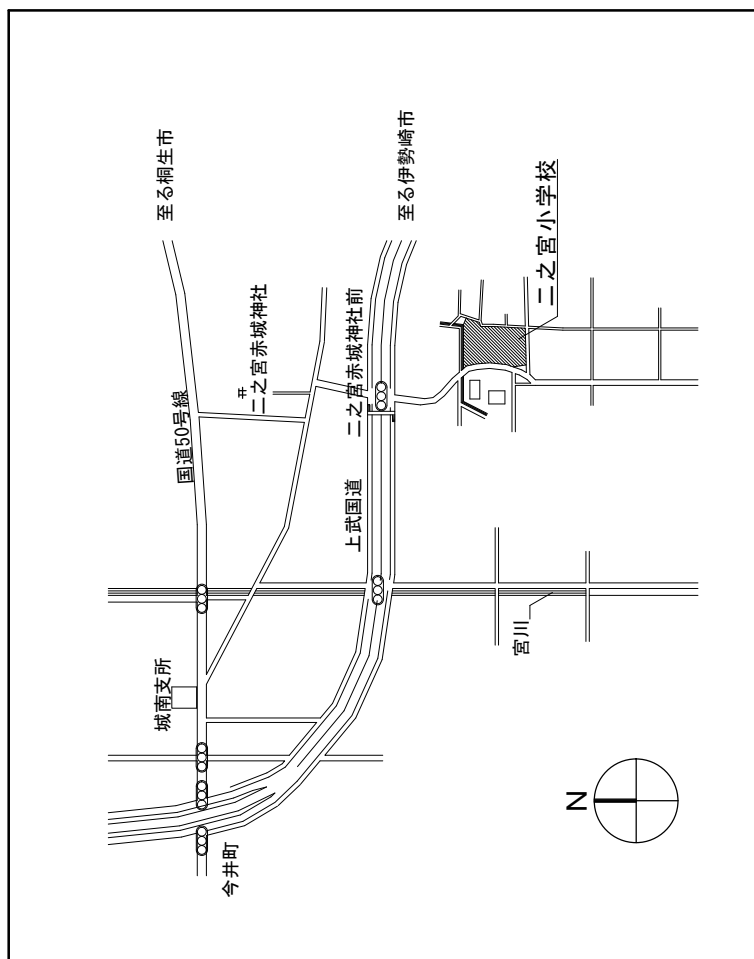
2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造 2 階建 北校舎（普通教室棟）南校舎（管理・特別教室・普通教室棟）の一部
改修部分床面積 1, 385 m²
内外装改修、設備機器、サッシ交換工事など

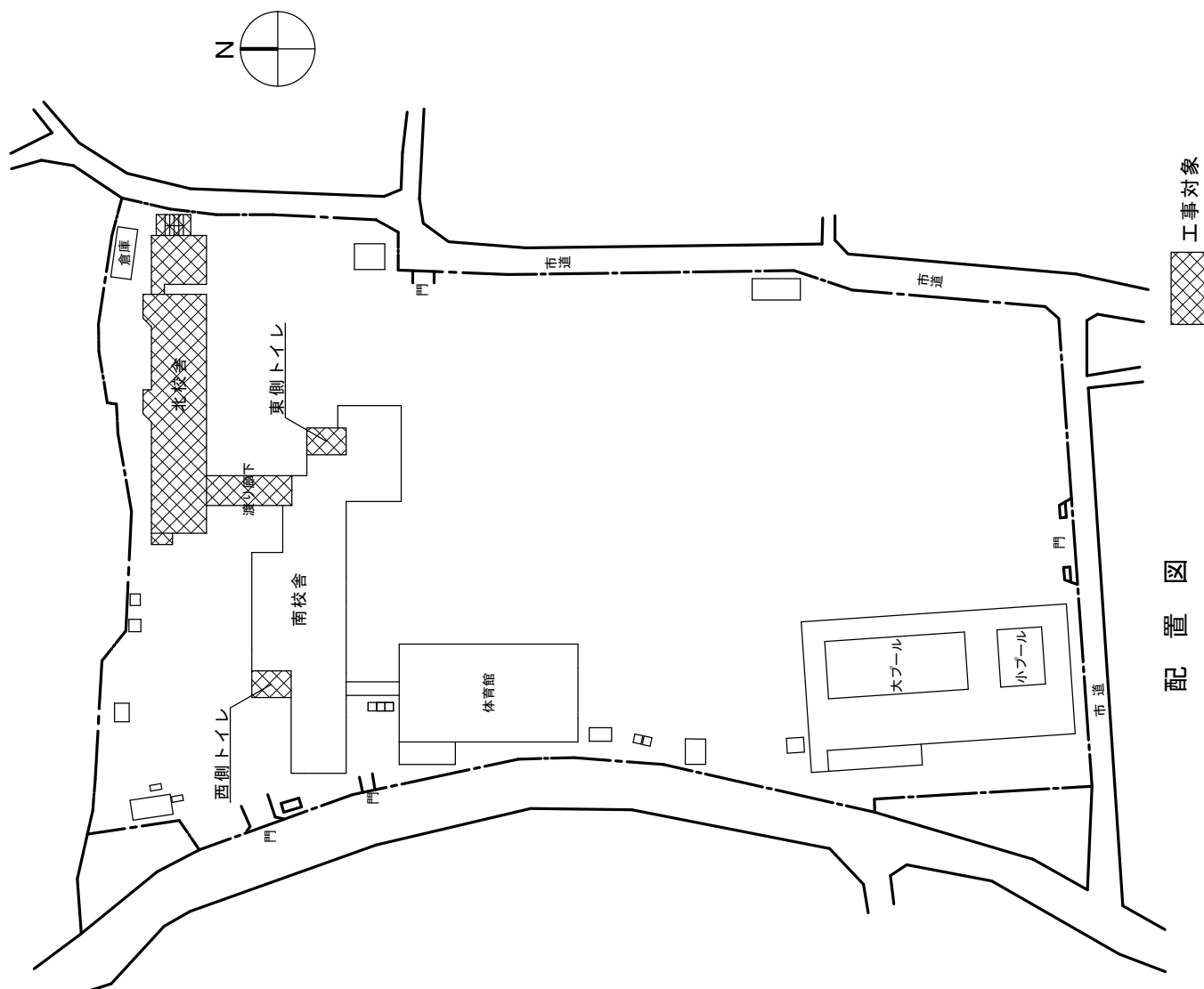
- ・ 1 階所要室：普通教室（4）、昇降口、コンテナ室、廊下
- ・ 2 階所要室：普通教室（4）、コンテナ室、廊下

3 事業経緯

令和 4 年度 北校舎長寿命化改修及び南校舎トイレ改修実施設計
令和 5 年度 R4 国補正予算採択による改修工事



案内図

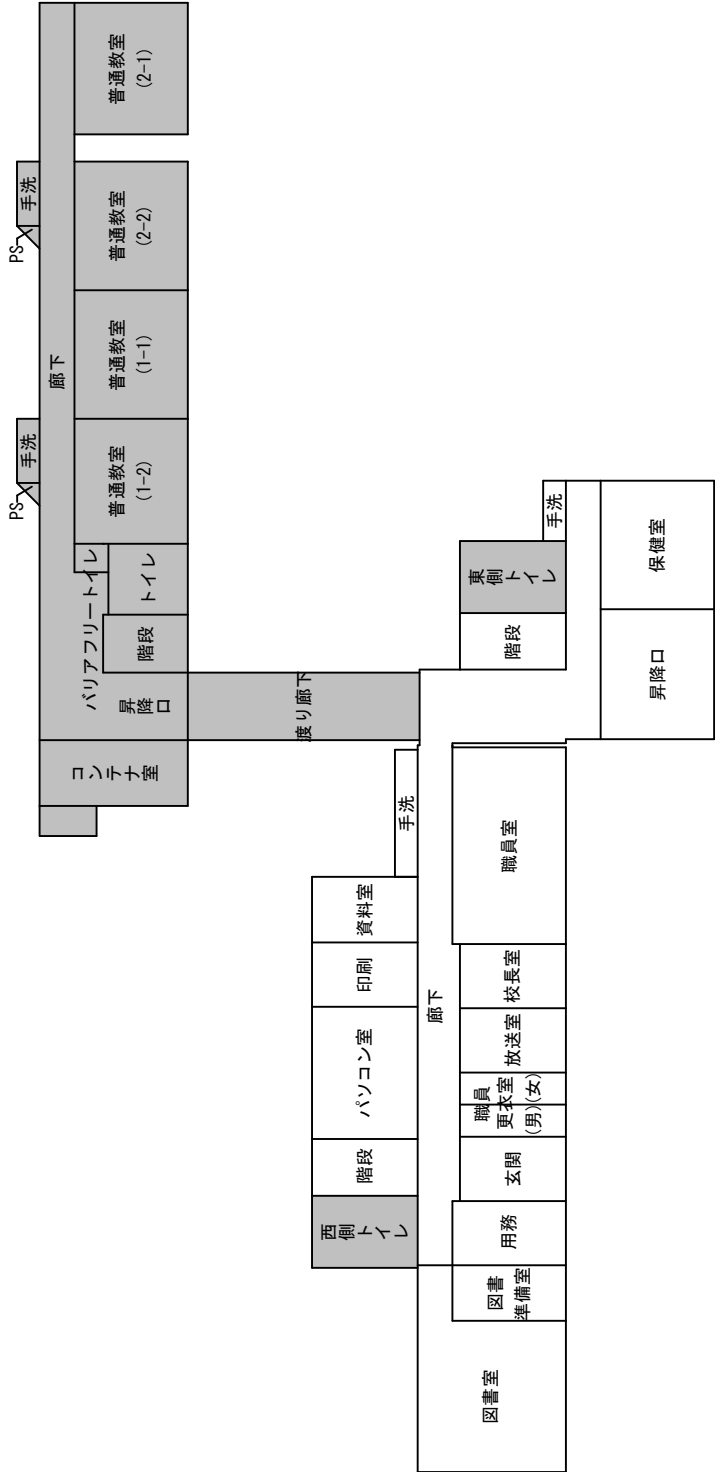


配置図

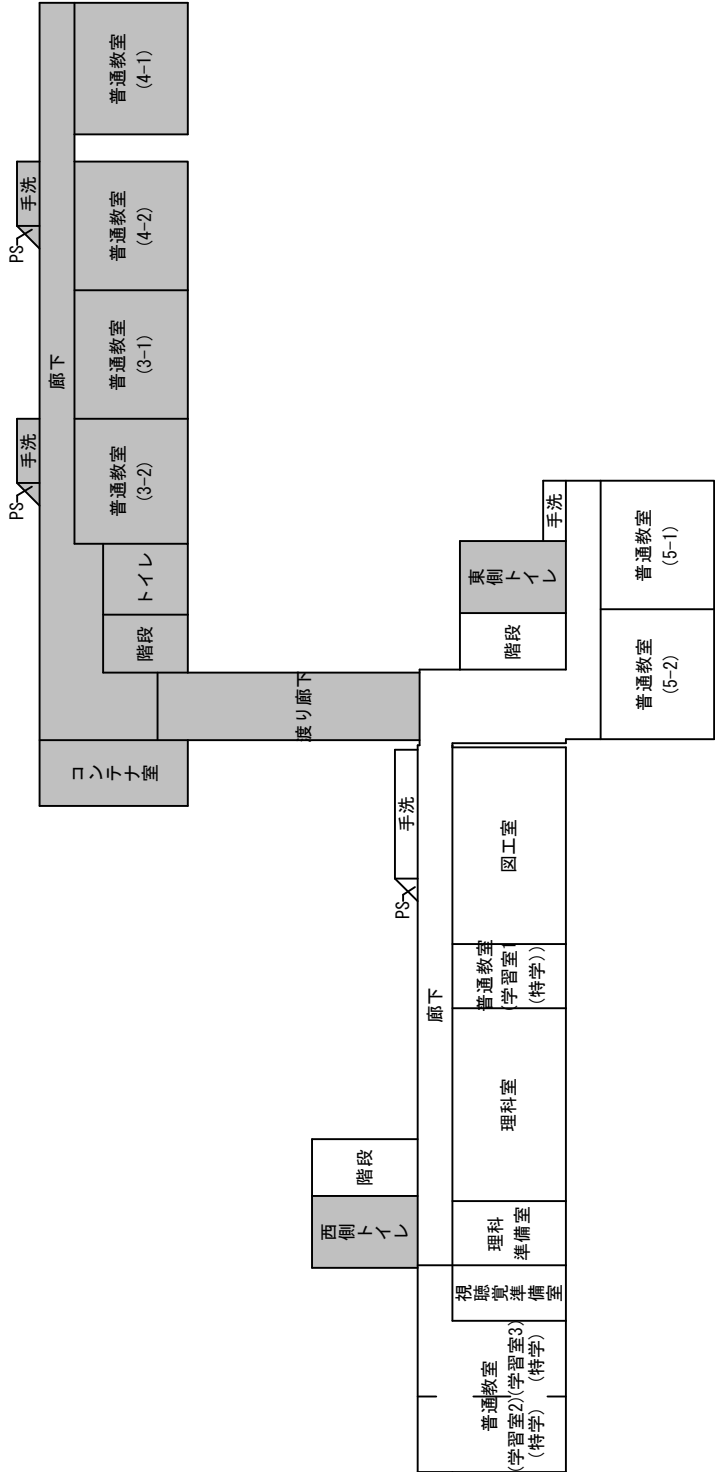
工事対象

二之宮小学校北校舎長寿命化改修ほか工事

1 階平面図



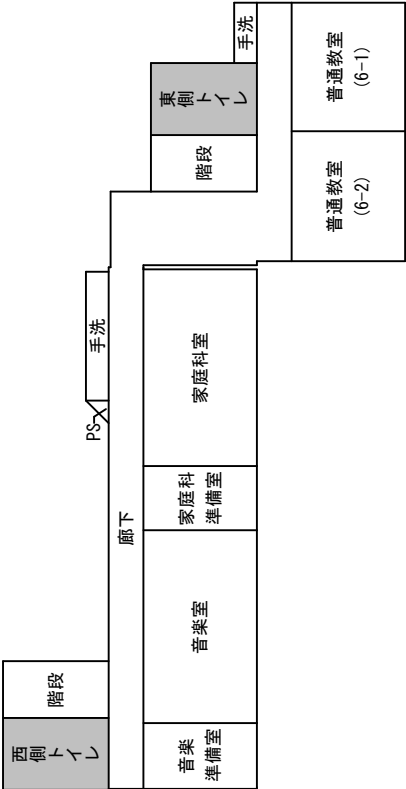
2 階平面図



工事対象

二之宮小学校北校舎長寿命化改修ほか工事

3 階平面図



工事対象

二之宮小学校北校舎長寿命化改修ほか工事

令和4年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について

2023/4/1 現在

進路別人数(過去10年間の実人数)

年度	進路		専修・各種	就職	その他	合計
	大学	短大				
令和4年度	163	12	40	5	7	227
令和3年度	154	18	45	8	8	233
令和2年度	149	25	46	6	5	231
令和元年度	124	17	68	11	13	233
平成30年度	154	16	43	2	17	232
平成29年度	148	21	42	11	9	231
平成28年度	156	16	43	9	13	237
平成27年度	144	19	64	6	7	240
平成26年度	127	20	58	8	21	234
平成25年度	134	15	72	2	12	235

国公立大学合格者人数(過去10年間の実人数)

年度	種別		合計	国立	公立
	国	立			
令和4年度	15(1)	4	11(1)		
令和3年度	14	4	10		
令和2年度	23	8	15		
令和元年度	23(2)	11(2)	12		
平成30年度	21(5)	7(3)	14(2)		
平成29年度	25(2)	8(1)	17(1)		
平成28年度	19(1)	11(1)	8		
平成27年度	16(1)	5	11(1)		
平成26年度	28(3)	7(1)	21(2)		
平成25年度	18(1)	7(1)	11		

卒業生の進路状況 男女別・地域別内訳

	男		女	計		県内	県外
国立大	2	2	4	2	2		
公立大	4	6	10	10	0		
私立大	73	76	149	80	69		
大学計	79	84	163	92	71		
短大	1	11	12	11	1		
専修・各種	7	33	40	32	8		
民間就職	0	3	3	2	1		
公務員	0	2	2	2	0		
進路努力継続中	5	2	7	7	0		
無業・その他	0	0	0	0	0		
合計	92	135	227	146	81		

合格者・内定者のべ人数一覧 ()は過年度卒

1 大学	15 (1)	10文字学園女大	1	法政大	3	(2) 群馬法科ビジネス専門学校	4
【国公立大学】							
弘前大	1	淑徳大	1	武蔵大	3	(2) 高崎総合医療センター附看護専門学校	8
群馬大	2	順天堂大	1	武蔵野大	1	高崎歯科衛生専門学校	1
新潟大	1	城西大	5	明治大	1	(1) 高崎動物専門学校	1
群馬健康科学大	2	湘南工科大	1	明治学院大	1	(1) 高崎ビューティ専門学校	1
群馬県立女子大	2	女子栄養大	2	明星大	2	中央情報大	1
高崎経大	2 (1)	杉野服飾大	1	山梨学院大	1	中央情報経理専門学校	1
前橋工科大	5	駿河台大	1	立正大	1	中央スポーツ医療専門学校	1
		聖学院大	2	和光大	1	東日本製菓技術専門学校	1
		成城大	1	(1) 和洋女子大	1	東日本デザイン&コンピュータ専門学校	4
		専修大	1			東日本フイタル・ホテルトラベル専門学校	1
【私立大学】	232 (12)					前橋東看護学校	1
育英大	6	大正大	14			前橋文化服装専門学校	1
関東学院大	2	大東文化大	1			東日本栄養医療専門学校	2
共愛前橋国際大	17	玉川大	1			ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校	1
桐生大	10	千葉科学大	1			大宮スイーツ&カフェ専門学校	2
群馬医療福祉大	17	千葉工大	5	2 短期大学	12	大宮ビューティ&ブライダル専門学校	2
群馬パース大	11	中央大	2 (2)	育英短	3	日本ベクトル&アニメル専門学校	1
上武大	6	帝京大	2	共愛前橋国際短	5	国際鍼灸専門学校	1
高崎健康福祉大	30	帝京科学大	1	桐生大短大部	1	本庄児玉看護専門学校	1
高崎商大	7	帝京平成大	6	高崎商大短大部	2		
東京福祉大	6	東海大	1	国学院大栃木短	1		
足利大	4	東京工科大	1				
亜細亜大	1 (1)	東京工芸大	1				
石巻専修大	1	東京女子大	1				
桜美林大	2	東京農大	1				
大阪芸大	1	東邦大	1				
神奈川大	1	東北芸術工科大	2	3 各種・専門学校	44	4 公務員・民間就職	5
金沢工大	1	東洋大	4 (1)	太田高等看護学院	1	前橋市役所	1
関東学院大	1	常磐大	2	大原駅前情報ビジネス医療福祉専修専門学校	1	群馬県警察	1
共栄大	2	新潟経営大	1	群馬歯科衛生士専門学校	1	民間企業	3
共立女子大	1	新潟薬大	1	群馬社会福祉専門学校	1		
国際医療福祉大	1	日本大	5 (1)	群馬調理師専門学校	1		
駒澤大	2	日本医療科学大	4	群馬日建工科専門学校	2		
埼玉医大	1	白鷲大	3				
埼玉工大	1	藤田医大	1				
作新学院大	1	文化学園大	4				
		文教大					

令和4年度 第4回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

生涯学習課

日	時	令和5年3月6日（月） 午前10時 ～ 正午
場	所	前橋市中央公民館 501 学習室
出席者		（出席委員：8名） 佐藤博之議長、清水和夫副議長、大森昭夫委員、関浩子委員 森谷健委員、奈良望委員、宮内洋委員、村井裕佳委員 （欠席委員：4名） 土田かほる委員、荻原遥委員、小川晶委員、山田千菜委員 （中部教育事務所：2名） 都丸佑磨社会教育主事、高橋佑太社会教育主事 （事務局：7名） 吉川教育長、都所指導担当次長、関口生涯学習課長、他4名
議題		（1）社会教育とオンライン（情報化社会）について （2）次年度の進め方について
結果概要		（1）、（2）共に、2グループに分かれて協議を行った後、それぞれのグループの意見を全体で共有し、最後に意見交換を行った。
主な意見等		（1）社会教育とオンライン（情報化社会）について ○ オンラインは発信する方の環境整備がなければできないし、受け手側も環境があり、かつ使えなくてはいけない。公民館事業においても、高齢者の環境整備は課題であろう。 ○ 前橋市では、自治会にタブレットが支給される。情報交換や交流活動に活用していきたい。つながりや地域づくりにいかせていければと思う。 （2）次年度の進め方について ○ 社会教育を、誰に届けたいのかを明確にすること、この社会教育委員会議でしか議論できないことはなにかを考えていきたい。 ○ 人権教育を学ぶこと、学び直すことが大切ではないかと感じている。市として社会生活や市民生活を守っていくためにも、社会教育の場面での人権啓発が必要ではないか。